

「帝王切開術の診療報酬の新たな算定方法」 に関するお知らせ

本日、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（平成28年厚生労働省告示第52号）等が公布され、平成28年4月1日より適用されることとなりました。それに伴い、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（保医発0304第3号保険局医療課長通知）が発出され、この通知において、帝王切開術についての留意事項が以下のように示されましたのでお知らせします。

K898 帝王切開術

(1) 「1」緊急帝王切開は、母体及び胎児の状況により緊急に帝王切開となった場合に算定する。なお、「2」選択帝王切開を予定していた場合であっても、母体及び胎児の状態により緊急に帝王切開となった場合は「1」により算定する。

(2) 「注」に規定する「複雑な場合」とは以下に掲げるものをいう。

ア 前置胎盤の合併を認める場合

イ 32週未満の早産の場合

ウ 胎児機能不全を認める場合

エ 常位胎盤早期剥離を認める場合

オ 開腹歴（腹腔・骨盤腔内手術の既往をいう。）のある妊婦に対して実施する場合

本年度の診療報酬改定は、国の厳しい財政状況の中、診療報酬本体は0.49%の増加となりました。しかし、その分配の方向性は、超高齢化社会を迎えた今日、地域の診療所、中小病院のかかりつけ医のさらなる評価、在宅医療の推進、入院の機能分化、医療技術の適正評価、さらに医薬品の適正使用中心とし

た、切れ目のない医療・介護が提供できるように、地域包括ケアシステムの確立を目指したものとなりました。

そのような国の方向性とは異なるとはいえ、このたびの帝王切開術に対する再評価は、厳しい少子化の中、地域周産期医療の担い手として、終日尽力している産婦人科医を勇気付ける格別な配慮であると考えられます。

今後も、安定した産婦人科医療が出来るように、さらなる合理的で適切な診療報酬上の配慮を求めてまいりますので、医会会員各位の一層のご支援とご指導をお願いいたします。

平成28年3月4日

公益社団法人日本産婦人科医会
会長 木下勝之